

予想されるリスクと責任分担

凡例：○：リスク負担者 ▲：従属的負担者（主たる負担は○が負う）

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法	
		本市	事業者		
共通	募集要項等の誤り	○		募集要項等の記載内容に重大な誤りがあった場合は、本市が責任を持って対応する。（他に優先する資料がある場合を除く）	
	削減保証額の未達成		○	削減保証額の未達成範囲に相当する額は事業者が補填する。ESCOサービス料の支払い方法については、契約書及び管理計画書に記載する。	
	安全性の確保		○	事業者の責任において安全性を確保する。	
	環境の保全		○	事業の実施によって騒音・振動・大気汚染・水質汚濁・光・臭気など、環境を損なう事象が予想される場合は、事業者の責任においてその発生を未然に防止する。	
	税制の変更	消費税率や固定資産税率の変更または新税の導入	○		事業者はベースラインの調整を行うことができる。
		法人税等の収益目的税に関する税制の変更		○	事業者はベースラインの調整の対象とすることができない。
	事業の中止・延期	本市の指示によるもの（施設の廃止または売却による中止を含む）	○	▲	改修工事完成期限の延長、サービスの一時停止にかかる経費及び損失、あるいは事業中止（契約解除）により発生する経費及び損失については本市が負担する。ただし事業中止以降に相当する省エネルギーサービス料は支払わない。
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○	改修工事完成期限の延長、サービスの一時停止にかかる経費及び損失、あるいは事業中止（契約解除）により発生する経費及び損失については、事業者に責がない場合は本市が、事業者に責がある場合は事業者が負担する。
		改修工事に必要な許可等のうち、事業者が取得すべきものの取得遅延によるもの		○	改修工事完成期限の延長、サービスの開始及び終了時期を変更し、このことにより発生する本市の損失については事業者が負担する。
		事業者の契約不履行、契約違反、法令・条例違反によるもの		○	（ギャランティード・セイビングス契約の場合）事業者は、本市の承諾を得て新たな事業者に事業を引き継ぐものとする。 （シェアード・セイビングス契約の場合）事業者は、ESCO設備の譲渡、または新たな事業者への事業引継ぎ、もしくはESCO設備撤去による原状回復のうち、本市が選択した措置を講ずる。
	事業者の破綻によるもの（シェアード・セイビングス契約の場合）		○	事業者に破産手続等の申立てがあったとき、本市は契約を解除することができる。	
計画・設計段階	不可抗力		○	不可抗力終結迄の間、双方の権利・義務を留保する。事業継続が不可能な場合は契約解除とし、双方は互いに義務を負わない。設計等に要した費用は事業者が負担する。	
	物価の変動	○	○	計画の変更を行う場合、事業が継続可能であれば計画・設計に要する増分経費は双方で負担し、事業を中止する場合は、それまでかかった経費を双方話し合いの上負担する。	
	設計変更	本市の指示の不備によるもの 本市が故意又は重大な過失により誤った内容を提供したことによるもの	○		設計変更に関わる経費を本市が負担する。また設計変更に伴う、施工費、運転管理内容及びその経費、省エネルギー保証を変更する部分については、事業者が提案内容の修正を行い、この結果を本市と協議し、施工、運転管理、省エネルギー保証に関する契約内容の変更を可能とする。
		事業者の判断の不備によるもの		○	設計変更に関わる経費を事業者が負担する。設計変更に伴う施工内容及びその経費、運転管理内容及びその経費、省エネルギー保証の変更については、本市が認める範囲での変更を行うことができるが、これ以外についての変更は認められない。ただし、契約内容の合意ができない場合は、本市は契約交渉を終了することができ、設計に要した経費を事業者が負担する。
	応募コスト	応募コストの負担		○	応募コストは事業者負担とする
	資金調達	予定した補助金が獲得できない場合		○	事業者の責による場合は、事業者負担とする。
○				上記以外の場合、本市が負担する。	

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法		
		本市	事業者			
建設段階	第三者賠償	調査・建設における第三者への損害賠償義務		○	事業者の責任により、交渉、賠償の責務を負う。	
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○	不可抗力終結迄の間、双方の権利・義務を留保する。事業継続が不可能な場合は契約解除とし、双方は互いに義務を負わない。契約解除の場合、事業者は、ESCO設備の所有権を本市と事業者との合意に基づく金額で本市に譲渡する。	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（建設費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○	建設の変更を行う場合、事業が継続可能であれば変更にもなう増分経費は双方で負担し、事業を中止する場合は、それまでに要した費用を双方話し合いの上負担する。	
	設計変更	本市の指示の不備によるもの 本市が故意又は重大な過失により誤った内容を提供したことによるもの	○		設計変更に関わる経費を本市が負担する。また設計変更の伴い、施工費、運転管理内容及びその経費、省エネルギー保証を変更する部分については、事業者が提案内容の修正を行い、この結果を本市と協議し、施工、運転管理、省エネルギー保証に関する契約内容の変更を可能とする。ただし、変更内容の合意ができない場合は、事業者は契約を終了することができ、設計・施工に要した経費及び契約終了に伴う経費を本市が負担する。	
		事業者の判断の不備によるもの		○	設計変更に関わる経費を事業者が負担する。設計変更に伴う施工内容及びその経費、運転管理内容及びその経費、省エネルギー保証の変更については、本市が認める範囲での変更を行うことができるが、これ以外についての変更は認められない。ただし、変更内容の合意ができない場合は、本市は契約を終了することができ、設計・施工に要した経費及び契約終了に伴う経費を事業者が負担する。	
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの延期	○		サービス開始・終了時期の延期を行う。遅延に伴い経済的な損失が生じた場合は本市が負担する。	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○	遅延に伴い本市が被る損失については事業者は誠意をもってその対応を行うとともに、経済的な損失が生じた場合は事業者が負担する。	
	工事費増大	本市の指示・承諾による工事費の増大	○		工事費の増加分は本市が負担する。この際、シェアード・セイビングス契約にあっては、事業者が受け取るサービス料の見直しを行い、これを本市が負担する。ただし、省エネルギー保証などに関わる計画書の大幅な変更が必要な場合は、双方誠意をもって協議する。	
		事業者の判断の不備によるもの		○	工事費の増加分は事業者が負担する。この際、シェアード・セイビングス契約にあっては、事業者が受け取るサービス料の見直しを行い、これを事業者が負担する。ただし、省エネルギー保証などに関わる計画書の大幅な変更が必要な場合は、双方誠意をもって協議する。	
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	事業者は要求仕様を満たす工事変更を行い、これに要する経費を負担する。	
	一時的損害	引き渡し前に工事目的物に関して生じた損害（ギャランティード・セイビングス契約の場合）		○	事業者は工事目的物を計画仕様に適合するよう補修あるいは取り替えを行い、これに要する経費を負担する。	
		改修工事に起因して本市施設に生じた損害		○	事業者は本市の資産の原状復帰を行い、これに要する経費を負担する。	
	支払関連	金利の変動	金利の変動（シェアード・セイビングス契約の場合）		○	建設・運営期間中の金利変動リスクは事業者が負う。
		支払遅延・不能	本市の責による、支払の遅延・不能によるもの。	○		支払いが遅延する場合は当該未払い金額につき、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の規定に基づく遅延利息を本市が支払う。また、この間の省エネルギー保証は免責されるものとする。
計測・検証報告の遅延により支払いを留保する場合				○	事業者の責務において計測・検証報告が遅延する場合は、本市は事業者へのサービス料の支払いを留保することができる。この際、サービス料の支払いの留保に伴う事業者の損失は事業者が負担する。	
省エネルギー保証行為の不履行				○	事業者から本市への省エネルギー保証未達成に係る支払いが遅延した場合には当該未支払い金額につき、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の規定に基づく遅延利息を事業者が支払う。	

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法	
		本市	事業者		
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、本市の責による事業内容の変更	○		当該施設の用途変更などにより、計画した経費削減が実現しない場合はベースラインの見直しを行うことができる。この際、ベースラインを見直した結果、計画した事業採算性が失われる場合はサービス料の変更等について協議する。
		事業者が必要と考える計画変更		○	事業者は、省エネルギー保証を達成する為に再改修工事が必要と認められる場合は、事業者の負担により、再改修工事を行うことができる。この際、設計・施工及び管理に係る契約条件は当初契約内容と同等とする。
	維持管理費の上昇	事業者の責による維持管理費用の増大		○	事業者の責により維持管理費用が増大した場合、事業者は増加分を本市に請求することができない。ただし、急激なインフレ等特別な事情がある場合はこの限りではない。
	第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償義務	○	○	本市の責による場合と、事業者の責による場合に分類し、各々責を負う主体の責任において交渉、賠償の義務を負う。
	ESCO設備の損傷	本市の過失または本市の施設に起因するESCO設備の損傷	○		本市の責によるESCO設備の損傷は事業者が責任をもってこれを修復し、これに要する経費は本市が負担する。
		事業者の故意・過失に起因するESCO設備の損傷		○	事業者の責によるESCO設備の損傷は事業者が責任をもってこれを修復し、これに要する経費は事業者が負担する。
	公共施設損傷	事業者の故意・過失または、ESCO設備に起因する本市の施設・設備の損傷		○	事業者の責に帰する本市の施設・設備の損傷は、事業者が責任をもってこれを修復し、これに要する経費は事業者が負担する。
		不可抗力以外のその他の原因による本市の施設・設備の損傷	○		本市の責に帰する本市の施設・設備の損傷は、本市が責任をもってこれを修復し、これに要する経費は本市が負担する。
契約不適合	ESCO設備の契約不適合責任		○	契約不適合と確認された場合、事業者は計画書の仕様に従ってESCOサービス設備等の補修・改修を行う。その際、当該設備等の補修・改修に要する経費は事業者が負担する。	
不可抗力	火災・天災・戦争などの不可抗力による契約の遂行不能		○	(ギャランティード・セイビングス契約の場合) 不可抗力終結迄の間、権利・義務を留保する。遂行不能の場合は、契約を解除することができる。ただし、終了時点以降の省エネルギーサービス料は支払わない。	
		○	○	(シェアード・セイビングス契約の場合) 不可抗力終結迄の間、権利・義務を留保する。遂行不能の場合は、契約を解除することができる。契約解除の場合、事業者は、ESCO設備の所有権を本市と事業者との合意に基づく金額で本市に譲渡する。ただし、終了時点以降の省エネルギーサービス料は支払わない。	
計測・検証	設備の不良	ESCO設備が所定の性能を達成しない場合		○	ESCO設備が計画書に示された性能を達成しない場合は事業者の責任でこれを補修し、これに要する経費は事業者が負担する。
	計測・検証	計測・検証報告への疑義		○	計測・検証報告に疑義が認められる場合は、双方協議した上で、本市は第三者に計測・検証業務を業務委託することができる。
		計測・検証に必要な本市からの情報提供の遅延・不能	○		計測・検証に必要な本市からの情報提供が遅延あるいは不可能な場合、本市は定められたサービス料を事業者を支払う。
	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○		本市が機器使用状況あるいは運転管理方法を大きく変更した場合は、双方話し合いの上ベースラインを変更することができる。
		気候の大幅な変動	○	○	気候が大幅に変動した場合は双方話し合いの上ベースラインを変更することができる。
	上記以外の変動要因の場合	○	○	上記以外の事由により、計画書に示す変動要因に該当する場合は、双方誠意をもって対応方法を協議する。	
保証関連	住民サービス提供	要求仕様不適合（施工不良を含む）による施設・設備への損害		○	要求仕様が適合しないために本市の施設・設備及びESCO設備等が損害を被る場合、事業者が責任をもってこれを補修あるいは改修し、これに要する経費は事業者が負担する。
		仕様不適合による、本市の施設運営・業務への障害		○	要求仕様が適合しないために住民サービス等本市の業務に支障を及ぼす場合、その原因となる本市の施設・設備及びESCO設備等を事業者は責任をもって補修あるいは改修し、これに要する経費は事業者が負担する。ただし、これによって生じた二次的損害については免責とする。